

令和6年度原子力総合防災訓練の概要

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年2月14日(金)、15日(土)、16日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 川内原子力発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：鹿児島県、鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、さつま町ほか

訓練対象事業者：九州電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

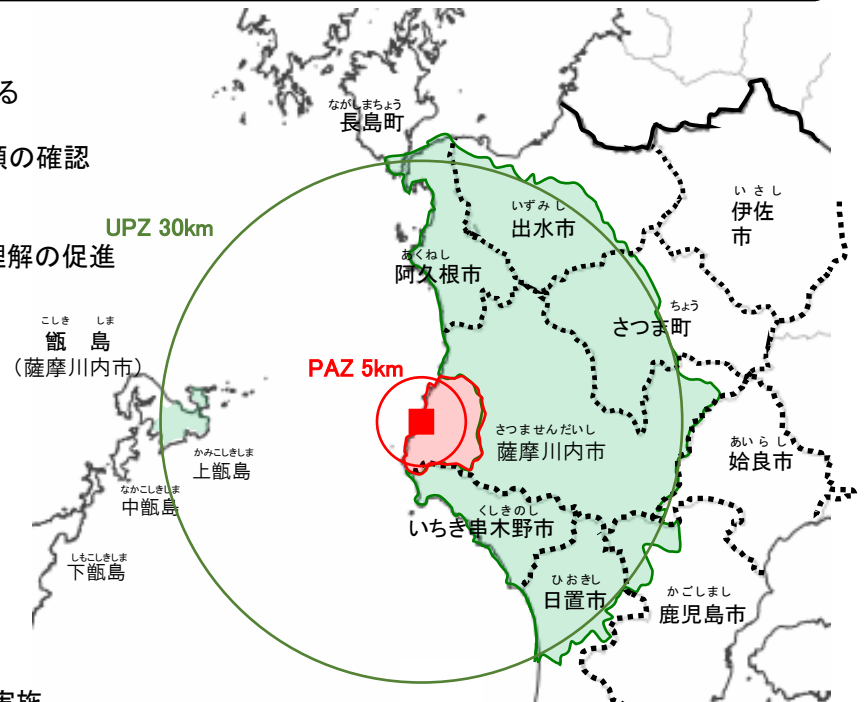
自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3) 住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に備えた複合災害時の対応を検証
- 原子力防災アプリによる避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した航空機モニタリング等を実施



<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone
⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:4,182人※

<概ね半径5~30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:198,143人※

※人口:令和2年4月1日時点